①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																	
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他(内容を1.（2）に記入)	（2）（1）でケに〇をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2.（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに〇した場合、その内容
該当団体数	18	18	18	18	18	0	12	10	4	15	15	13	1	3	4	4	15	3	4	0	0	0	3	3
大分県	大分市	大分市教育委員会学校教育課	097-537-5903	gakkokyoiku@city.oita.oita.jp	http://www.city.oita.oita.jp/		○	○		○					○	4月始業式の際に、就学援助制度の案内を全校児童生徒に配布している。	○	○						
大分県	別府市	学校教育課	0977-21-1574	sch-be@city.beppu.lg.jp	http://www.city.beppu.oita.jp/gakusyuu/gakkou/05tetsudukiindex.html		○	○	○	○	○	○					○	○					○	各学校で、当該年度に認定されている者全員に次年度分申請書を配付
大分県	中津市	教育委員会学校教育課	0979-22-1111	g-kyouiku@city.nakatsu.lg.jp	http://www.city-nakatsu.jp/doc/2011100107870/		○	○							○	・入学説明会の際に、各学校で就学援助制度の説明を実施。 ・平成28年度においては、平成29年1月に小中学校全校生徒（中3除く）に制度案内のチラシを配付。	○						○	転入してきた児童生徒など、直接教育委員会へ問合せがあった場合には、教育委員会から書類を配付。
大分県	日田市	教育庁 学校教育課	0973-22-8221	gakko@city.hita.oita.jp	http://www.city.hita.oita.jp/		○	○		○	○	○			○	入学準備金については、新入学予定児童生徒をもつ家庭へ直接案内文書などを配付。	○						○	入学準備金のみ、新入学予定児童生徒をもつ家庭へ直接申請書などを配付。
大分県	佐伯市	教育委員会学校教育課	0972-22-3154	記載なし※電話又はFAXで対応	http://kyouiku.oita-ed.jp/saiki/edu/consultation/post-68.html		○	○		○	○			○			○							
大分県	臼杵市	教育委員会 学校教育課	0972-63-1111	usuki@city.usuki.oita.jp	http://www.city.usuki.oita.jp/		○			○	○	○		○			○							
大分県	津久見市	学校教育課	0972-82-9526	tsu-kyougaku@city.tsukumi.lg.jp	http://www.city.tsukumi.oita.jp/		○			○	○	○					○							
大分県	竹田市	竹田市教育委員会学校教育課	0974-63-4833	gakou@city.taketa.lg.jp	https://www.city.taketa.oita.jp/kurashi/enter/			○		○	○	○					○							
大分県	豊後高田市	教育庁学校教育課	0978-53-5112	gkshidou@city.bungotakada.lg.jp	https://www.iikamo-bt.oita.jp/know/support/scholarship.php					○		○			○	市の子育てサイトに掲載	○							
大分県	杵築市	教育委員会 教育総務課	0977-75-2410	kyoiku-soumu@city.kitsuki.lg.jp	http://www.city.kitsuki.lg.jp		○	○		○	○	○					○		○					
大分県	宇佐市	宇佐市教育委員会 学校教育課学務係	0978-27-8195	gakkou09@city.usa.oita.jp	http://www.city.usa.oita.jp		○	○		○	○	○		○			○							
大分県	豊後大野市	豊後大野市教育委員会 学校教育課	0974-22-1001	d111020@city.bungoono.lg.jp	http://www.bungo-ohno.jp/		○			○	○	○							○					
大分県	由布市	学校教育課	097-582-1179	gakko@city.yufu.lg.jp	http://www.city.yufu.oita.jp/kakukagyoumu/gakkoukyouikukagyoumu/			○		○	○						○	○						
大分県	国東市	国東市教育委員会	0978-73-0066	kyoiku-somu@city.kunisaki.lg.jp	http://www.city.kunisaki.oita.jp/			○	○	○	○	○	○				○							
大分県	姫島村	姫島村教育委員会 学校教育課	0978-87-2112	g-kyoiku02@vill.himeshima.lg.jp	http://www.himeshima.jp/		○				○	○					○							
大分県	日出町	教育総務課	0977-73-3157	kyoiku@town.hiji.lg.jp	http://www.town.hiji.oita.jp/page/page_00168.html		○		○	○	○	○							○					
大分県	九重町	教育振興課	0973-76-3812	kyouikusinko@town.kokonoe.jp	http://www.town.kokonoe.oita.jp/					○	○								○					
大分県	玖珠町	教育総務課	0973-72-1164	kyoiku@town.oita-kusu.lg.jp	http://www.town.kusu.oita.jp/				○		○	○					○							

①都道府	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																												
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の状態や、昼食、被服等が悪い者。学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			
該当団体数	18	12	11	10	11	10	13	6	0	6	6	1	0	5	5	12	4	1	0	4	17	17	17	17	0	0	4	9	18
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.25	その他	前年度	382				・設問（2）の基準根拠（課税所得等の分類）は給与収入（税引き前）。 ・目安額は保護者が1人のみ収入があり持家の場合で算出。	20%未満
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○								○					1.2	課税所得	その他	300				基準根拠（基準額の時期）は平成24年度の生活保護基準額を使用。	25%未満
大分県	中津市																○				1.1	課税所得	その他	231				【基準額の時期】平成25年の生活扶助基準の見直し前の基準	15%未満
大分県	日田市	○	○				○											○			1.2	課税所得	その他	280				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					1.3	総所得（税引き前）	前年度	248					20%未満
大分県	臼杵市	○		○	○	○	○	○				○				○				○	1.5	課税所得	当該年度	172			教育委員会において特別な事情があると認められた者（“サ”に含むものとする）		15%未満
大分県	津久見市						○							○		○					1.5	課税所得	当該年度	194					10%未満
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3	その他	当該年度	394				【課税所得等の分類】収入額	20%未満
大分県	豊後高田市															○					1.2	課税所得	当該年度	275					20%未満
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3	総所得（税引き前）	その他	390				基準根拠の基準額の時期はH25年生活保護の基準額改正前を使用。	15%未満
大分県	宇佐市	○	○		○		○							○		○				○	1.2	課税所得	当該年度	287			・病気・災害等で経済的に困窮している者 ・保護者が死亡した、会社を辞めた等の特別な事情がある者		25%未満
大分県	豊後大野市																○				1	課税所得	当該年度	211				係数（倍率）については、両親家庭は1.00倍、それ以外は1.20倍を目安としているが、家庭の状況等によりそれ以上の場合あり。	15%未満
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○							○	○				○	1.2	課税所得	当該年度	244			病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している者		15%未満
大分県	国東市																○				1.2	その他	前年度	324				【課税所得等の分類】総収入	10%未満
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○														5%未満
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.2	その他	前年度	278			病気、災害等の特別の事情により、当該年度において経済的に困窮している者	児童生徒が属する世帯の前年の所得額（給与所得控除後又は必要経費控除後の金額）が、特別支援教育就学奨励費の需要額の測定方法に準拠して、次の算式により算定した額未満である者。ただし、資産を形成するうえで一時的に所得額が低下した状態にある者等準要保護者として認定することが著しく不適当と認める者を除く。【生活扶助（1類、2類）＋期末1次扶助+教育扶助】×１．２＋住宅扶助（1.3倍認定額＋母子加算）	15%未満
大分県	九重町															○					1.2	課税所得	前年度	243					10%未満
大分県	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.2	課税所得	当該年度	292					10%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	18	0	0	0	1	2	1	18	18	0	0	0	0	1	1	1	18	17	0	3	3	0	1	1	1	1	0	0	8	8	0	9	9	9	2	1	0	8
大分県	大分市							○	11420								○	40600		○	27668								○	20174								・平成28年度実績により平均支給額を算出。 ・学用品費（通学用品費も含む）1年生11,420円、2年生以上13,650円として支給。
大分県	別府市							○	11420								○	40600														○	21490	21490				
大分県	中津市							○	11420								○	40600		○	0								○	18890								・通学費…平成28年度支給実績なし。平成29年度も支給見込みなし。
大分県	日田市							○	13650								○	40600														○	21490	20000				・学用品費については、1年生　11,420円、2～6年生　13,650円を支給。 ・新入学学用品費については、入学前に20,470円を支給。要保護単価決定後、増額分を追加支給。
大分県	佐伯市							○	11420								○	40600					○	39290	0							○	21490	21490				・通学費は支給実績なし
大分県	臼杵市							○	11420								○	40600														○	21490	21490				・修学旅行費においては、H29年度予算計上単価
大分県	津久見市							○	13650								○	40600														○	21490	20310				
大分県	竹田市							○	11420								○	20470											○	20859								
大分県	豊後高田市				○	11420	11420							○	40600	40600																○	21490	21490				
大分県	杵築市							○	13650								○	20470		○	0											○	21190	21190				・学用品費：1年 11,400円　2～6年 13,650円 ・平均支給額はH28年度実績 ・通学費は実績なし
大分県	宇佐市							○	11420								○	40600														○	21490	21490				
大分県	豊後大野市							○	10800								○	40600											○	23000								修学旅行費の支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価を使用
大分県	由布市							○	11420								○	20470											○	23142								支給平均額は平成28年度の実績額から算出
大分県	国東市							○	11,420								○	40,600																	○	20,000		
大分県	姫島村							○	15200								○	40600											○	49727								
大分県	日出町							○	11420								○	40600											○	21000								
大分県	九重町							○	11100								○	19900														○	20600	20600				
大分県	玖珠町							○	11100								○	19900											○	19985								

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府	②市町村	（1）費用毎の援助額																																					（2）補足事項 （1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	18	0	0	0	1	1	1	18	17	0	0	0	0	1	1	1	18	17	0	4	4	0	1	1	1	1	0	0	8	8	0	9	9	9	2	1	0	10
大分県	大分市							○	22320								○	23550		○	32638								○	60323								・平成28年度実績により平均支給額を算出。 ・学用品費（通学用品費も含む）1年生22,320円、2年生以上24,550円として支給。
大分県	別府市							○	22320								○	47400														○	57590	57590				
大分県	中津市							○	22320								○	47400		○	114350								○	53478								・通学費…平成28年度支給実績
大分県	日田市							○	24550								○	47400														○	57590	57590				
大分県	佐伯市							○	22320								○	47400					○	79410	0							○	57590	57590				・通学費は支給実績なし
大分県	臼杵市							○	22320								○	47400														○	57590	57590				・修学旅行費においては、H29年度予算計上単価
大分県	津久見市							○	24550								○	47400														○	57590	56180				校外活動費（宿泊を伴わないもの）は平成28年度に対象者がいなかったため支給実績なし。
大分県	竹田市							○	22320								○	23550											○	62275								
大分県	豊後高田市				○	22320	22320							○	47400	47400																○	57590	57590				
大分県	杵築市							○	24550								○	23550		○	122130											○	57290	57290				・学用品費：1年 22,320円　2～6年 ¥24,550円 ・平均支給額はH28年度実績
大分県	宇佐市							○	22320								○	47400														○	57590	57590				
大分県	豊後大野市							○	21600								○	47400											○	67000								修学旅行費の支給平均額は、平成29年度予算に計上した単価を使用
大分県	由布市							○	22320								○	23550		○	14857								○	62233								支給平均額は平成28年度の実績額から算出
大分県	国東市							○	32,320								○	47,400																	○	50,000		・学用品費：2年生32，320円、1・3年生22，320円
大分県	姫島村							○	26820								○	47400											○	0								修学旅行費は、実績なし。
大分県	日出町							○	22320								○	47400											○	58750								
大分県	九重町							○	21700								○	22900														○	55900	55900				
大分県	玖珠町							○	21700								○	22900											○	80857								

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体	18	16	2	2	2
大分県	大分市	○			
大分県	別府市	○			
大分県	中津市	○			
大分県	日田市		○	希望する生徒への制服・体操服・鞄・靴・ヘルメット等のリサイクル	
大分県	佐伯市	○			
大分県	臼杵市	○			
大分県	津久見市	○			
大分県	竹田市		○	一部の中学校で、希望者への制服リサイクルを行っている。	
大分県	豊後高田市	○			
大分県	杵築市	○			
大分県	宇佐市	○			
大分県	豊後大野市	○			
大分県	由布市	○			・新入学児童生徒学用品費等については、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額にあわせて補正予算要求を行う予定。 ・現段階では未確定のため、本調査表の支給予定額は従来の額を入力している。
大分県	国東市	○			
大分県	姫島村	○			
大分県	日出町	○			日出町社会福祉協議会の取り組みで、中学校新入学者（前年度就学援助受給者が対象）のうち希望者に対して通学用カバンを支給している。
大分県	九重町	○			
大分県	玖珠町	○			